



特定社会保険労務士

# ヒライ先生のQ&A

&lt;PROFILE&gt; 平井繁利(ひらい しげとし)

1952年11月3日岐阜県生まれ岐阜市在住、同志社大学大学院社会学研究科博士課程修了。社会保険労務士と労働安全コンサルタントの国家資格を持つ全国でも数少ない労働コンサルタントとして活動。特に賃金・人事評価・目標管理制度については、独自の理論を構築。企業体質にあったオリジナルな制度づくりには定評がある。政策研究家として、企業政策では人事・労務政策を研究領域としている。最近では、個別労働紛争の増加に伴い労働判例や労働契約法まで研究領域を広げている。

<現在> 岐阜商工会議所労務顧問、ヒライ労働コンサルタント代表、関西国際産業関係研究所、日本労務学会所属

## 電通過労自殺事件

その5

**電通過労自殺事件**（東京地裁平8・3・28、東京高裁平9・9・26、最高裁2小判平12・3・24）

高裁が会社の賠償すべき額を決定するに当たり、過失相殺としたのは、「身体に対する加害行為を原因とする被害者の損害賠償請求において裁判所は、加害者の賠償すべき額を決定するに当たり、損害を公平に分担させるという損害賠償法の理念に照らし、民法722条2項の過失相殺の規定を類推適用して、損害の発生又は拡大に寄与した被害者の性格等の心因的要因を一定の限度でしんしゃくすることができる」とした（最高裁昭和59年（オ）第33号同63年4月21日第一小法廷判決）によるものである。

### 労働者F（被災者）の性格を理由とする減額について

企業等に雇用される労働者の性格が多様のものであることはいうまでもないところ、ある業務に従事する特定の労働者の性格が同種の業務に従事する労働者の個性の多様さとして通常想定される範囲を外れるものでない限り、その性格及びこれに基づく業務遂行の態様等が業務の過重負担に起因して当該労働者に生じた損害の発生又は拡大に寄与したとしても、そのような事態は使用者として予想すべきものということができる。しかも、使用者又はこれに代わって労働者に対し業務上の指揮監督を行う者は、各労働者がその従事すべき業務に適するか否かを判断して、その配置先、遂行すべき業務の内容等を定めるのであり、その際に、各労働者の性格をも考慮することができる。したがって、労働者の性格が前記の範囲を外れるものでない場合には、裁判所は、業務の負担が過重であることを原因とする損害賠償請求において使用者の賠償すべき額を決定するに当たり、その性格及びこれに基づく業務遂行の態様等を、心因的要因としてしんしゃくすることはできないというべきである。

これを本件について見ると、Fの性格は、……この点に関する原審の前記判断には、法令の解釈適用を誤つた違法がある。

### 原告らの落ち度を理由とする減額について

原審は、1審原告らは、Fの両親としてFと同居し、Fの勤務状況や生活状況をほぼ把握していたのであるから、Fがうつ病に罹患し自殺に至ることを予見することができ、また、Fの右状況等を改善する措置を取り得たことは明らかであるのに、具体的な措置を探らなかつたとして、これを1審被告の賠償すべき額を決定するに当たりしんしゃくすべきであると判断した。

しかしながら、Fの前記損害は、業務の負担が過重であつたために生じたものであるところ、……1審原告らが両親としてFと同居していたとはい、Fの勤務状況を改善する措置を取り得る立場にあつたとは、容易にいえることはできない。その他、前記の事実関係の下では、原審の右判断には、法令の解釈適用を誤つた違法があるというべきである。

原審の判断の違法は、……。とし、最高裁は、1審被告の上告は、これを棄却することとし、1審原告らの上告に基づいて、原判決中1審原告らの敗訴部分を破棄し、右部分につき、更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すこととする。と結論づけた。

少し長くなりましたが、こうした悲劇を二度とおこさないために、これまで過労自殺についてのリーディングケースとなつた電通事件について紹介してきました。長時間労働の是正は、働き方改革の最重要課題でもあります。実際の労働の現場でどのようなことが起きていたのか。どこで間違つたか。なにが間違つていたのかを知るうえで最も正確な情報がここにあります。正確に知ることによって確実な長時間労働是正への第一歩を踏み出していくだければ幸いです。

&lt;完&gt;